

平成27年度第2回習志野市環境審議会

- 開催日時：平成27年12月15日（火）14時～16時
- 会場：習志野市役所 仮庁舎 3階大会議室
- 審議会委員：戎野棟一（会長）、宮内一夫（副会長）、央重則、入沢俊行、
五明美智男、村上和仁、永井香織、稲葉美佐子、鈴木とし江、
田村裕子、中村元英、吉野綾子、佐藤佐知子、浅田和子、長島寿美子
（欠席3名：高橋岩仁、西廣淳、時田尚敏）
- 執行部：環境部長、環境部技監（クリーンセンター所長）、
環境部次長、環境政策課長、クリーン推進課長、
公園緑地課長、環境保全課長、
クリーンセンター施設課長、クリーンセンター業務課長、
環境部主幹（クリーンセンター施設課）
環境政策課係長、クリーン推進課係長、
クリーン推進課係長、クリーンセンター施設課係長、
クリーンセンター業務課主任主事、環境政策課主事
（事務局：環境政策課係長、環境政策課主事）

○次第

1. 開会
2. 諮問事項
 - ① あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）
3. 報告事項
 - ① 地球温暖化対策地域推進計画の取組について（報告）
4. その他
5. 閉会

開 会

【会長】 定刻となりましたので只今より、平成27年度第2回習志野市環境審議会を開会いたします。本日の審議会は、欠席1名で、1名より遅れて出席するとの連絡が入っております。18名のうち現在16名で、定足数を満たしておりますので、これより会議を開催します。

傍聴受け入れ

【会長】 本審議会は原則公開ということになっておりますので、傍聴の方はいらっ
しゃいますか。

【事務局】 2名おります。

【会長】 それでは、入っていただいでください。傍聴の方は静かに傍聴していただ
くようお願いします。

議事録署名委員の指名

【会長】 それでは、議事録の署名を、西廣委員と央委員にお願いしたいのですが、
西廣委員がまだ来られていないので、永井委員にお願いできますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【会長】 後日、事務局で議事録に署名をもらいに伺いますので、署名していただ
くようお願いします。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

諮問事項

1. あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例(案)につ
いて

【会長】 それでは議事に入ります。今回は、諮問事項1件、報告事項1件です。諮
問事項は、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正するという案件
です。報告事項は、地球温暖化対策地域推進計画の取組についてです。それでは最初
に諮問事項からお願いします。宮本市長は本日所用で不在のため、西村副市長お願
いします。

【西村副市長】 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、宮本市長は所用のため、私、西村から諮問を読み上げさせていただきます。
習志野市環境審議会 会長 戎野棟一様 諮問 「あき地に繁茂した雑草等
の除去に関する条例の一部を改正する条例(案)について」 このことについて、習
志野市環境審議会条例第2条第1項第7号の規定により、貴審議会の意見を求めます。
平成27年12月15日 宮本泰介。では皆様、よろしくお願いいたします。

【会長】 西村副市長は所用のため、これで退席されます。

【西村副市長】 それではよろしくお願いいたします。失礼いたします。

【会長】 それでは、諮問事項について、担当課のクリーンセンター業務課長より説
明をお願いいたします。

(担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今ご説明いただいた改正案の内容につきまして、何かご質問、ご意見ありますか。

【A委員】 費用の件ですが、差し押えを行うということですが、差し押えが困難な場合はどうなるでしょうか。

【クリーンセンター業務課長】 あくまでも、これは草刈条例で、また、倒木など危険状態も、市民の生命の安全を第一に考えておりますので、どうしても債権等でお支払いしていただけない場合には、市での対応ということになってしまいます。

【会長】 他に何かご質問ありますか。

【B委員】 今の説明で、市町村に問い合わせをしてそれでもわからない場合は、危険が伴えば、持ち主がわからなくても刈り取られてしまうのですか。

【クリーンセンター業務課長】 今のところは、住所等、戸籍等調べると必ず所有者が判明しています。

【会長】 よろしいでしょうか。他に何かありますか。

【C委員】 4ページの流れの中で、それぞれ然るべき勧告、指導とありますが、これは最終的に代執行までいかなければならない場合、立入り調査から始まって、各々どれくらいの具体的な期間、日数を考えておられるのかお伺いしたい。

【クリーンセンター業務課長】 本市におきましても、他市同様、通常約半年です。他市のパターンからすると約半年かかっているのが実情です。

【C委員】 これに先立って空き家条例があって、その空き家条例の中において、これは空き地だからなのかもしれませんが、勧告、命令する場合の委員会をつくっている。これはそういう第三者機関が入る余地がないということで、ダイレクトにやるということでもいいですか。

【クリーンセンター業務課長】 草刈条例の代執行につきましては、空き家の場合ですと、やはり、物、不動産、価値、又は、壊す場合においても建築士や法律の専門家など、そういう具体的な人の財産を扱う関係があるため、よりいっそう慎重にやらなければいけない。ただ、草の場合は、やはり価値がない。倒木も危険状態であるか。そういったところの判断でやっているため、私共は必要ないと、今のところ考えています。

【会長】 他にご質問はありますか。

【D委員】 この空き地に繁茂した雑草の定義、どの程度になったら、繁茂しているから刈りなさいとなるのか。普通は、住んでいれば自分の家の庭にしる、すぐ隣の空き地にしる、見苦しいし、近所の手前もあるし、きれいにしておこうという気持ちがありますが、本当に空き地になって、そこに持ち主がどこかに行ってしまった場合に、繁茂した状態というのは、誰がどのくらいの程度になったら判断をするのかというこ

とについて、どのようにお考えでしょうか。

【クリーンセンター業務課長】 今現在の条例の施行においても、我々が作業している現場では、なるべく皆様の要望を受け入れ、ある程度、草の背丈については、概ね1m程度とは決めているのですが、面積等、また、人によって感じ方が違うため、なるべく危険になる前に、予防と防止という観点から、概ね要望があったところは、土地の所有者に現状を伝えております。

【会長】 よろしいですか。 他にご質問はありますか。

【D委員】 現在進行中のものは8か所とのことですが、よく報道されているように、高齢者の一人暮らしの方とか、ごみ屋敷に通じるような、また違った根の深いことがあると思うのですが、習志野市ではそういう例がありますか。

【クリーンセンター業務課長】 本市の8か所については、市内で所有している方が5か所、市外の方が3か所です。具体的に申し上げますと、概ね相続で揉めているとか、遠くてなかなか見に来られないとか、基本的には相続により代が変わってしまい、その土地に愛着がないとか、近隣との付き合いがないとかというところで、話が進んでいるのが8件のほとんどの内訳です。

【会長】 他に質問はありますか。

【副会長】 今の質問と若干重なるところがあると思いますが、どうしても、所有者が不明というところが出てくる。実質上、戸籍には載っているが、そこに住んでいない、転居先がわからないというのが必ずある。この場合の処置はどうするのかということが改正条例には書いていない。どのような形で対応するのか。それから、先ほどの話にあった相続の場合で、揉めているという場合の費用負担はどこに求めるのか、どのように考えているのか。

【クリーンセンター業務課長】 この間住所不定というものが1件ありましたが、ようやく戸籍から辿り着いて、お住まいが確定しました。戸籍を辿って、その人の本籍から、転出先をいろいろなところで調査して、やはり粘り強くやっていたら必ず突き止められるのではないかというのが、作業をしている中での実感です。2点目につきましては、市民の相続等で揉めている場合においても、安全第一ということを考えて、市で最終的には請求をして、費用の回収を頑張りたいと思いますが、代執行という考えにおいては、どうしても先に刈ってしまわなければいけない。今現在、本市においては、災害でも、そういった危険状態という空き地に該当する部分はないのではないかという認識です。

【副会長】 今、マンションで、自分で権利を放棄して出て行ってしまう人もいる。実際。1件、2件ではない。そういうことは戸建てよりも起きてくる可能性がかなり多い。そういうことを想定しないといけない。今後大変な、今説明があったように1件で、なんとかわかるということだが。掟は前もって条例で決めておかなければいけない。そうでないと、手を出せない場面が出てきてしまうということがある。本当は、

実質上そこを拡大解釈すればできるのかもしれないが、問題は、先ほども答えがあったように、例えば代執行すると言っても、おおよそ半年かかると言っていたが、一番伸びている盛りで、春頃に伸びて、もう夏終わりだから刈ってほしいと言われたら、冬過ぎて今頃になってしまう。それでは意味をなさない。危険な状態と条例に書いてある。危険な状態の場合はやると書いてあるのに、プラス半年かかっていたら、例えば8月から数えたとすると、2月になってしまう。そういう緊急事態の場合を想定して考えないと。空き家の場合はそういう緊急事態を想定している。でも、これは想定していない。条例上危険な場合と言っているわけだから。1 m程度以上と先ほどの答弁にもありましたが、それならまだ大丈夫ではないかと思わなくはないが、第4条とかには、危険な状態と書いてあるので、そこをフォローしておかないと、後々いろいろと困ると思う。今、現状ではこの条例を作った人はわかるかもしれないが、後々10年先、20年先に、そういうことが起きるとなった場合、家を放棄して出て行ってしまう人がいるとか、そういうことをあまり想定しすぎてもいけないのかもしれないが、今でも起きているわけだから、今後起きる可能性が非常に大だと思う。そこで近隣の人が参っている場合がいくつかある。だから一番はそこである。たやすくOKが出るほど繁茂していて、刈って、お金払ってくれると、こんなに危険な状態だとかではなくて、今までの条例で対応できる内容だと思う。だから、今後の想定である。市民に知らせる時に、そのあたりをフォローしないと、トラブルになる可能性や、あるいは市役所内部でもなかなか手を出せないという場合が出てくる可能性がある。可能性をある程度想定した上でことにかからないと。この問題は本当に大変な問題だと思う。特に、人様の、行方不明になっているとはいえ、法律でカバーしていないし、条例でもカバーしていなかったら、手を出せない。そこが問題である。だからそこを是非、埋め合わせというか、準備しておいていただきたいと思う。

【クリーンセンター業務課長】 今のお話の中で、危険状態を私共が入れた理由は、樹木などの倒木という範疇の中で、先ほど私が、オーソドックスな、6か月という、通常の草の繁茂している場合であれば、急に繁茂するということは、おっしゃるとおりないので、前年から引き続けている場合等、多々ありますので、そういうところを管理しながら、今後、緊急のある場合、速やかな対応を検討していきたいと思えます。

【副会長】 緊急対応というのは、この条例の何条にあたるのですか。

【クリーンセンター業務課長】 定義の中で、危険状態、第2条です。2条の中で、(4)危険状態。

【副会長】 危険状態は書いてあるが、緊急事態というのは書いてない。緊急事態と思われるというものはない。危険状態で止まっているから。それを拡大解釈していくかどうかである。それで十分事足りていればいいのだが。

【クリーンセンター業務課長】 通常であれば、空き家等の場合と違って、私共の条例は空き地が大前提であり、本市は土地の値段が高いという地域性もありますので、

大丈夫という判断はしています。

【副会長】 持ち主不明だったら、これは売却とかできない。相続もしっかりしており、いろいろ戸籍を調べていったら、行き着いて、相続人が遠くにいたということで、わかればいいが、わからない場合もある。そういうことが、今後出てくる可能性大である。こういう言い方すると怒られてしまうかもしれないが、親は親でやってもらうということで、縁を切ってしまう人もいる。だから、そうした場合にフォローしておかないと、後々手を出せなくなる。法律にも書いていない、条例にも書いていない、そうしたらもう手を出せない物件になってしまう。問題はそこである。だから、本来は、条例で緊急事態の場合にはこうだと決めておかないと。そこが条例の果たすべき役割で、法律ではそういうことはなかなか書けない場合もあるのかもしれないけれども。

【クリーンセンター業務課長】 土地については財産権が発生して、当然固定資産税とか、そういった歳入の専門部署で、私が今調べた中では、最終的には、裁判に持ち入って、財産権が地方公共団体に有するというようになってくるのかというのが、今のところのお話の中では伺えているのかなと思います。

【クリーンセンター所長】 緊急状態ということは全く想定できないことではないと思います。空き家の場合については建物で、かなり老朽化して、それが風で飛んでしまったり、倒れてしまったりとか、そういうことがあります。基本的に草ですので、徐々に伸びていくという部分で、すぐさま緊急というものなかなか想定しにくいという中でこういった形で、作りあげさせていただきました。例えば、所有者が不明な場合につきましては、先ほど委員がおっしゃられたように、登記簿謄本に載っています。それでもなかなか不明な部分もあるのではないかとということで、現状はないという形ですが、それについては、まだはっきりとこうだとは言えないのですが、例えば公示をして相手方に意思表示を知らしめる方法があるので、そういった方法で対応していきたいと考えております。また、それにかかる、所有者不明の部分についての住所不明、実際に刈り取った場合の費用、これについては、繰り返しになりますが、国税徴収権に基づいて、いろいろ財産を調査して、そういった中で差し押さえ等を行い、かかる費用については回収ができると考えております。その部分につきましては、先ほどクリーンセンター業務課長が言いましたように、債権管理課と話し合っ、基本的には自分の所属でやるものですが、複雑なものについては債権管理課と協議しながら、徴収にあたっていきたいと考えております。

【副会長】 要望を申し上げておきますが、代執行の場合は大もとの法律があって、かなりカバーできる部分があると思う。しかし、こういう草刈条例は、確かに、9条の場合は、昭和43年、全国に先駆けてつくったくらい、非常に必要に迫られてつくった条例である。比較的、習志野市は進んでいると言われ、いろいろあって今日まで来たが、ただ、せっかくなのであれば、そこをフォローできるようにしていただ

きたい。そのことによって、多くの市民が安心して暮らせるようになることが一番条例の求めるところだと思う。だからそこをフォローすることによって、何条によってこういうことができるということを示していただきたいし、足りないと思ったら追加の情報を入れるとか、その場面に遭遇した時に、そういう必要性が出てくると思う。それは法律の専門家等に相談しなければならない場面が出てくるとは思うが、ぜひそういう考えであたっただきたいと思っている。

【会長】 他にありますか。副会長の要望は、結局所有者がなかなか判明しなかった時に、代執行の危険除去のための作業ができるようなシステムをつくってほしいということでしたが、その点は何か方策はありますか。

【クリーンセンター所長】 副会長のお話は理解いたしました。現状においてという話で見えていかないといけないのですが、この状態の中で、こういう対応ができているものですので、そういったもので今後足りないものがあるかということにつきましては、今後研究いたしまして、対応策を考えていきたいと思っております。

【会長】 他にありませんか。ちょっと質問よろしいでしょうか。恐れがある場合とありますが、危険な状態という前に、恐れがある場合というのは、これを早く使えば、時間を短縮できるのではないかと考えるのですがいかかでしょうか。またそれを誰が判断するのかということが非常に難しいのですが。

【クリーンセンター所長】 危険状態になってからというものがありますので、その事前措置としてこのような文言を入れさせていただいております。時間の経過ということで、代執行のことかと思いますが、草が生えているものすべて代執行という、今代執行の話をさせていただきますが、すべてが代執行というわけではなく、あくまでも著しく公共に不利益を与えるというものと、ここにあります危険状態であるように、火災が起きるものとか、あとは木が倒れて、民家に落ちるとか、人の命にかかわってしまうとか、そういったものに対しての代執行を考えているわけで、単に草が、景観的に良くないという場合の代執行というものは、いろいろ法律、裁判の事例を見ますと、そういうものについては除くという判決もありますから、そういった部分についてはしっかりと解釈をして、実際やった部分の費用に関しては、市民の税金になりますので、そういったバランスなどを考えながら、最終的に代執行の判断をしていかなければならないと思います。

【会長】 他にご意見ありますか。

【B委員】 ちょっと聞いていいですか。さっき、管理者へ指導中の箇所が8か所くらいあるというお話でしたが、その場合の程度とかは住民のからの情報等で明らかになって調査しているのですか。

【クリーンセンター業務課長】 そのとおりです。市民からの情報等で把握しております。

【B委員】 そのうちの内容のひどいものとかは。

【クリーンセンター業務課長】 草が傾斜地に繁茂して、背丈が非常に高い草が伸びている状況です。

【B委員】 危険指定地区とかそういうことではないということですか。

【クリーンセンター業務課長】 はい。

【C委員】 資料No.1の4ページ、情報提供または発見とあるが、その主体は。例えば情報提供はわかる。隣接するその空き地の。あるいは見ている人達だとか。発見というのは、例えば市が業務上、巡回などにより、定期的な、危険な状態、繁茂する状態、非常に生い茂っていると、夏になると蚊とか、そういうのが大変じゃないかというそういう判断は、それは市が業務上巡回するということなのか。

【クリーンセンター業務課長】 そのとおりです。今、私共現場職員で2名体制で現地をパトロールしながら、また、ごみの集積所についても、併せて巡回しているところです。

【C委員】 それは、定期的な、例えば週に1回とか2回とか、周期性を持ってやっているのか。

【クリーンセンター業務課長】 月末に必ず、天候の状況もありますが、それに併せて、ごみの収集の合間に、回っているという状況です。

【C委員】 それは月に1回か。

【クリーンセンター業務課長】 最低月に2回やるようにしております。

【会長】 他にご意見はありますか。ないようでしたら、市長に答申を出したいと思いますが、文書につきましては私と副会長とで、ある程度まとめさせていただきたいと思います。話を聞いていて、非常に何か問題がありそうなご意見は、副会長の意見以外は、さして、現在提案されている内容で十分ではないかというふうに判断しましたので。副会長の意見を、答申の中に入れるのか入れないのかということも含めて、少し私と副会長とで議論させていただいて、答申案をまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただき、この件に関しては終わります。

報 告 事 項

1. 地球温暖化対策地域推進計画の取組について

【会長】 次に、地球温暖化対策地域推進計画について、環境政策課長より報告をお願いします。

(担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今、御報告いただいた件につきまして、何かご質問のある方はいらっしゃ

いますか。

【A委員】 19ページの芝園清掃工場のところで、廃プラスチックが貴重な熱源になっているというご説明がありましたが、熱を確保するにあたり燃料のコークスは、逆に減っているのかということと、コークスで熱を確保することと、廃プラスチックで熱を確保するということで、廃プラスチックはただであるため、経済性で言えば廃プラスチックを燃やしたほうがいいのか、二酸化炭素の発生量などその辺をもう少し詳しくご説明いただきたい。

【環境政策課長】 現実には、プラスチックを燃やすことで、コークスが減るのかということについては、クリーンセンター施設課の主幹から申し上げます。

【環境部主幹】 私から、ただいまのご質問について、答えになっているかはわからないのですが、話をさせていただきます。確かにプラスチックは、燃えやすいということで、ごみを処理するための燃料として一部使われていると考えております。ただし、ごみを溶かすまでの熱量におきましては、やはり芝園清掃工場で使っておりますコークスの燃料の代わりまではいきません。プラスチックを混ぜてごみ処理をした時の、コークスの使用量やごみ処理の関係を実験的にやっていますが、排ガスの変動が激しかったり、ごみを燃焼した後に出る排気ガスの成分がちょっと暴れたり、プラット自体の運転相当関係も非常にシビアになっています。現在はまだ研究段階で、これからの課題だと見ております。

【A委員】 つまり、溶かすまではコークスが必要だということと、プラスチックを燃やすと、「排気ガスが暴れる」というのは業界用語なので、汚くなってしまっているということですね。そういったことはあるのですか。

【環境部主幹】 プラスチックを燃やすというのは、実験的にプラスチックのものを入れたことがあります。通常時では、ごみの中に含まれているプラスチック等ではそういった状態にはなりません。その辺だけは勘違いしないでください。

【A委員】 つまり、廃プラスチックに頼るというわけには、コークスの代替えにはならないということですか。

【環境部主幹】 そうです。

【A委員】 他市では、こまめに分別回収しています。スーパーなんかで食材がよく使われている白色トレーの回収、そういうものをもっと促進していけば、二酸化炭素の排出の抑制に繋がると思います。ごみの分別という点についてはどのようにお考えですか。

【環境政策課長】 今、廃プラスチックをどうするのかという話になったと思いますが、私が調べた中では、所沢市とかは平成24年度から廃プラスチックを燃やすようになりました。全国的にみると、廃プラスチックを燃やしているほうが多いのではないかと考えております。

【環境部長】 清掃工場のCO₂の高さと廃プラスチックの燃焼、トータルでご説明いた

します。まず私共のほうで、芝園清掃工場のCO₂を換算するのは、燃えるごみの組成分析。この中で紙類とかプラスチック類、その他が何%含まれているかによって、プラスチックはCO₂換算率決まっていますから、プラスチックがより多く混ざっていると、プラスチックのCO₂の換算率が高いのです。ところが、今ごみの処理については皆様ご存じのように、発生抑制、再使用、再利用、最後は適正処分ですが、再利用と適正処分の中に、排熱利用、サーマルリサイクルという考えがあります。プラスチックを清掃工場で燃やした際には、サーマルリサイクルの考えとは別にして、現実的にはCO₂の換算が過多になってしまい、熱量の確保はできますが、結果として、実態のCO₂換算値が追いついていないのが現実です。今循環型社会形成推進基本法では、リデュース・リユース・リサイクルという適正処分の中にサーマルリサイクルというものが位置づけられたにもかかわらず、熱量確保とCO₂のバランスがうまく取れていないのではないかと思います。習志野市としては、平成23年度、燃えるごみとしては約26%、21年度は約20%で若干増えている中で、プラスチックの含有率が高いとCO₂の換算率も高くなってしまいます。ごみの組成分析についても、実施時期というか、それによっても若干変わってきてしまうので、平均的に組成分析できるという体制を組んで、分析していく必要があると考えています。

【A委員】 プラスチックの熱利用と二酸化炭素の抑制については研究段階だということですか。

【環境部長】 東京23区については、基本的にはプラスチックを燃やしている。名古屋市は徹底的に分別するというので、何十種類もの分別が必要になりますが、逆に言うと、一生懸命にやればやるほど、行政のリサイクル費用がかさんでしまう。ちゃんとバランスを考えながら、先ほど委員がおっしゃったように、大きな課題と研究材料であると考えています。

【会長】 コークスとプラスチックを比べれば、一般的に、CO₂発生量はプラスチックのほうが少ないですよ、

【環境政策課長】 今二酸化炭素排出係数は、プラスチックを燃やしたほうが高くなっております。

【会長】 しかしプラスチックはCHで、コークスはCそのものである。熱量あたりにしたら、普通石油製品は8割くらいのCO₂と言われているのですが、違うのですか。

【環境政策課長】 地球温暖化対策の推進に関する法律で、廃プラスチックの排出係数が、わかりにくいかもしれませんが、コークスでは排出係数が0.0294に対しまして、廃プラスチックは2.77という数字になっていますので、今は廃プラスチックのほうが高いということになっております。

【会長】 それは本当に根拠がある数字なのか。

【環境政策課長】 はい。「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に出ております。

【会長】 それは熱量あたりに換算して、同じ熱量でコークスのほうが、廃プラスチックよりもCO₂発生量が少ないということですよね。

【環境政策課長】 そうですね。

【副会長】 今の質問は熱量換算で排出量が違うのかと聞いている。

【環境部長】 単位が熱量になっていないのでは。

【副会長】 基礎根拠が違くと、違ってくる。

【環境政策課長】 すみません。表がこちらしかありません。熱量換算係数がコークスの場合は29.4という数字になっております。廃プラスチックはその欄は棒線になっており、記載されていません。

【副会長】 ないのか。

【環境政策課長】 はい。すみません。次に、排出係数というのがありまして、そこに、0.0294がコークスでありまして、廃プラスチックは2.77という数値になっています。

【会長】 一般的に、コークスは炭素そのもの。プラスチックというものは炭素と水素からできている。石炭火力と石油火力比べれば、石炭火力のほうがCO₂排出量が多い。石油火力は石炭火力に比べて8割くらい。それが天然ガスになったら、石炭の6割くらいになる。だから、ごみを焼却する時も、プラスチックがいいのか、コークスがいいのかという時に、その辺はかなり微妙な問題ではないかと思ったのですが。

【環境政策課長】 今こちらに資料がございませんので、後程お調べして、皆様にご提示いたします。申し訳ございません。

【会長】 それからもう一つ。電力の場合のCO₂排出係数を、どの数値を使うのか、要するに、電力の供給量は何によるのかによって、その係数がものすごく変わるとすれば、その数字が決まらない限り、どこまで減らせるかというのは決まらないのではないかという気がします。電源構成が、電力の供給構成がどういうふうな状態なのかというのが、今非常に見通せない状況となっておりますから、さきほど原子力がストップして、その石炭火力のほうが増えたので、電力あたりのCO₂排出量が増えたから、本来だったら10%を切れるはずだったが、切れなかったという説明があったと思います。今後考えるときに、そのところの数値は、国などが決めない限りはなかなか決まらないのではないかと思います。

【環境政策課長】 毎年電力については変更がありますので、それに基づいて出しておりますが、国からの資料がないと私共にはできないという状況です。今後、新たに国が計画を策定するので、それを参考にしながら、検討していきます。

【A委員】 10ページで、家庭のCO₂削減が、マイナス9.5になったということですが、その主な要因は何ですか。

【環境政策課長】 こちらは統計資料などを基にして出していますが、やはり私共としては、省エネルギー活動等をしていただいた結果で、削減できたのではないかと考

えています。

【A委員】 その省エネルギー活動とは具体的には。

【環境政策課長】 どのような取組で減らしているかということは、5ページにあります市民・事業者の取組というところで、こういうことをしていただいたので削減できたと考えております。

【A委員】 数値的にはわかりませんか。数字で。

【環境政策課長】 これをしたことによって、わかるかということですか。

【A委員】 再生可能エネルギーで何%、省エネ診断の実施で何%、エコドライブの推奨で何%。

【環境政策課長】 すみません、そちらについてはわかりません。

【A委員】 では、総量で数字ではマイナス9.5とはわかるけれども、要因としてはこのようなことが挙げられるかもしれないということですか。

【環境政策課長】 そうです。

【A委員】 もう少し詳しくわかるといいですね。

【環境部長】 具体的なことということではなく総括に申し上げますと、先ほど触れた家庭のエネルギーの消費は、電力源が約50%。都市ガスが20%、LPガスが10%、灯油が17%。私共は今、ガスの省エネについては高効率の給湯器等を設置した方に補助金を出して推進しています。電気についてはご存じのように、家電、冷蔵庫、洗濯機、テレビについて省エネ技術がかなり最近進んでいますので、これらの効果で家庭のエネルギー源の多くを占める電気の省エネがトータル的に進んだのではないかと考えております。ただ先ほど課長が申し上げましたとおり、その内訳として電気部分で何%必要なのかその辺りはまだ掴んでおりませんので、それについても今後分析をしていきたいと思っております。

【C委員】 今の話ですと、8ページの要因、二酸化炭素の排出要因が、ガスから家電用品まであります。そうすると今の電力が50%、民生系が50%とありましたが、これは全体ではどういう割合なのですか。ここに書いてある、係数で最終的には出すと思いますが、家庭も事業所も同様と書いてある。電力、ガス、プロパン、灯油、ガソリン、重油、家庭ごみの割合が計算上出てきたら、この割合がわかると思いますが、それはどうなっているのか。

【環境政策課長】 この細かな積み上げが、全体的にこうであるという説明でありますので、細かな資料については、今、資料を持ち合わせていないので、すみません。

【C委員】 わかった。あることはありますね。

【環境政策課長】 はい。積み上げでこうなっております。

【C委員】 また後でほしい。もう一つ。今、部長が話した内容で、ちょっと疑問に思ったのが、その中に車の話、ガソリンの話がなかったこと。つまり、運輸部門の説明があったように、事業所の運輸部門は全体が出ているけれども、何%か知らないけ

れども一部家庭用の自動車があると説明があったが、その割合がわからない。どういう意味合いで、例えば自動車、乗用車がどうなのかということと、それに伴ってガソリンの話が出てくると思う。大きな要素も含まれると思いますが、ガソリンの使用量、その反映するCO₂の排出量となってくるのだと思いますが、ガソリンだって厳密に言ったら、どこまで信用していいかわからない。市内のガソリンスタンドから出ている量と、市外で入れるのでは差がかなりあって、こういうような差はどれだけの誤差をみているのかを、ちょっと疑問に思ってくる。要は何でそれを言っているのかというと、何となくCO₂を削減しているという答えになってしまっていますが、そういうような誤差の要素はどれくらい見ているのか。ちょっと皮肉って、疑問に思った。そのところどうでしょうか。

【環境政策課長】 実績の出し方ですが、今、平成24年度の結果ということでお話しさせていただいていますが、各統計資料とか年鑑を使って、按分して数値を出しています。このため、ガソリンの消費がどうだというような細かい数値は出しておりません。「自動車輸送統計年報」の家庭の自動車の数、市内の運輸自動車台数の按分などにより出しておりますので、実質、ガソリンスタンドでガソリンを使ったというものでなく、どのくらいの自動車を保有しているかということで按分して出しております。正確な数字ではないと言っはいけないのですが、この市民と事業者の出し方は、現状そういう統計とか年報などの資料から按分しています。

【会長】 実際の走った距離ではなくて、自動車保有者の按分だということ。

【C委員】 それはわかりますが、市内のガソリンスタンドではなく、保有者数でやっているということだから。そうではなくて、一番私が気になっていることは、ガソリンの統計が出ていないということですが、電力とかガスとかそういう細かいものを、数字の根拠というものが、報告書どおり話していると思うが、ちゃんとした報告出るのか。そういう注意書きを書いた。

【環境政策課長】 実施結果の部分だけホームページに出そうと考えております。

【C委員】 その時に、今細かなデータが提示できないけれども、そういう細かい数字を入れないと誤解を招いたり、理解できないようなことがいっぱいあるから、そこはちゃんと書いてもらわないと。あるいは報告書としてまとめるのかどうかは知りませんが。これは、今の現状です、で終わりではないよね。そこは気にしないで、後から出てくるものを期待していいんだよね。

【環境政策課長】 そちらは持ち帰りまして検討したいと思います。

【C委員】 ぜひ頼みます。

【会長】 これは報告事項なので。他に質問はありませんか。

【E委員】 クリーンセンターの排気ガス問題のことで、ちょっと戻ってしまうのですが、論点はちょっとずれてしまうのかもしれないのですが、以前からクリーンセンターの焼却炉では、廃プラスチックは熱源になるから、ある程度混入というか、きつ

ちり分別しないで、少しくらい混ざる分にはいいんだという話を結構聞いていて、ずっと気になっていたのですが、主婦レベル、事業所レベルからみたら、完全に分別しなければいけないというか、CO₂の排出量から考えると、分別したほうがいいのか、ある程度混入させても構わないのか、今後どうしたらよいか、具体的な行動として教えてもらいたいのですが。

【環境政策課長】 私共はごみの分別に関しましては、プラスチックは燃えるごみということになっております。近隣市ですと、佐倉市と市川市がプラスチックの分別をしており、その他の近隣市については、廃プラスチックはそのまま燃やしているという状況で、私共からすると、現状を続けながら調査研究していきたいと思っています。例えば、マイバッグを持っていただいて、レジ袋の削減とかをしていただき、どこかの商店では、トレーを回収しているところもあると思いますので、そういうところを活用していただくとか、あとは、ちょっと大変かもしれませんが、公民館では白色トレーを回収するボックスがありますので、そちらに出していただくとか、ご協力していただきたいとは思いますが、一応本市では燃えるごみということになっておりますので、その辺りはよろしくお願ひしますとしか言えない状況です。

(「判断に迷ってしまいますよね。」と呼ぶ者あり。)

【F委員】 今のご答弁とちょっと似ているのかもしれませんが、この目的、目標というのは、地球温暖化防止のための計画だと思ひます。目標達成の努力事業として、市民や事業者の取組み、市役所の、事業所だとのお話でしたが、市民は、主婦目線では、だいたいは一生懸命やっています。ごみの分別や削減をしようとか、さっきお話にあったマイバックやトレー、ほとんど皆さん、マイバックは持っており、皆さんが一生懸命やっております。でも最後にきて、ごみの中にプラスチックが入っているものは燃料として問題ではないとのことで、廃プラスチックを燃焼して、燃料に使うということを初めてここへ来て聞きまして、市民の分別のプラスチックは全然問題ではないということを伺ひ、コークスか廃プラスチックを使うということを聞いて、びっくりしてしまいました。廃プラスチックは燃料として熱量は高いかもしれませんが、安いかもしれません。それでもCO₂が出るということは、当然わかるわけで、なんでこうなのかなと思ひまして。他に方法はないのかと思ひました。その点いかがでしょうか。

【環境政策課長】 私共としましても、廃プラスチックから二酸化炭素が出ているという状況はあるのですが、その辺は、今いただいたご意見含めまして、調査研究していきたいと。24年度ちょっと上がったということですが、今、減少傾向にあるというところですので、推移とかも見ていきたいので、ご理解いただきたいと思ひます。

【副会長】 1年下がったからって、それは駄目だ。地球温暖化は、ずっと下げようという話ですから。24年下がったからとか25年下がるからいいというのは答弁にならない。目標に向かって、どれだけ習志野市がやり、市民の皆さんに協力してもらおうかということを考えなかったら、地球温暖化なんて止まらない。習志野市自ら

がこれを破っているのだから。これは廃プラスチックがどの程度本当に燃やされて、その時々含有量がどういふものになっているのか調べているわけで、だいたいおおよそ出るわけだから。その時に費用対効果だとか、地球温暖化に対する悪影響だとか、そういうのを比べてみないと。それをこういふところに出さないと。これはこう努力したけどという、途中経過だけしか出ていないから。審議会にて議論してくださいというならば、皆さんもつとつと意見があると思う。今回は報告だけれども、それでもこれだけ意見が出ている。本当は廃プラスチックがどれだけいけないものなのかということとか。市川と佐倉の2市しかやっていないからいいではなくて、それだったら先陣を切らなきゃいけない。そういうことをきちっと環境部が考えなければだめ。市民を、皆さんを引っ張っていくのが、環境部ですから。そうでないと、先ほど委員の方から意見が出たように、もう主婦目線ではみんな一生懸命頑張っている。それで、廃プラスチックを燃やして、こういう害が出たら困るのではないかという意見があるのだから、そこに着目してきちっとごみ行政をやってもらわないと。せっかく市民の皆さんが協力しているのに、何にもならないのではないかとされている。だからそこをきちっと、反省してもらわないといけない。部長いいですか。

【会長】 ちょっと、副会長いいですか。

【副会長】 委員長からどうぞ。

【会長】 多分、リサイクル法という法律ができたけれども、ある意味では、きちんとしたリサイクルできる体制ができていないと思う。プラスチックも、後で報告があると思いますが、そういうところへ持っていくというシステムになっていますが、それよりは、中国へ輸出したほうが安いとか、そういう状況になっていて、本当の意味で、きちんとリサイクルできる体制が国としてできないということが、多分一番大きな問題だと思う。だから、一地方自治体としてやれることは、ある程度、市の立場であって私が言うのも非常に変ですが、市としてやれるということは非常に矛盾に満ちた施策をせざるを得ないという状況に追い込まれているのではないかと思います。それで、確かにCO₂の排出量ということから言うと、プラスチックは完全に別取りして、それなりにリサイクルして、またプラスチックに戻すとか、そういうことができれば、おそらくCO₂の排出量をかなり減らせるだろうと。一方、ごみ行政ということに関して言えば、一つはダイオキシンの問題もあって、ある程度高い温度で燃やさなければならぬという状況があって、その高い温度で燃やすためには何が必要かということになると、それなりに発熱量の大きいプラスチックも必要だということ。以前は、高い温度で燃やせる炉がないという状況の中で、例えば東京都も、当初プラスチックは別取りするという方式でやっていたが、現在は元に戻った。要するに、高い温度で燃やせる炉ができたので、プラスチックは燃やしていいということになって、東京都は別取りをしておらず、ごみの中に燃やせるごみ等、あるいは、必ずしも分けていないほうが多いという状況が生まれている。だから、非常にごみ行政というのは、その

時々右に行ったり左に行ったり揺れていて、多分習志野市が今の炉を作られた時には、あの炉は最先端の炉であって、廃棄物というか、最後に出てくるごみ、残渣が非常に少なく、金属は金属で回収できるという非常に優れた炉であったし、しかもダイオキシンの対策もある程度できるという炉であったということ。ただ、現在はどうかというと、なかなか難しい。各地方自治体のごみを減らしていく中で、あまりごみが減ってしまうと、今度は常時燃やせない体制になると、今度はまたダイオキシンが出やすいという問題が出てくるので、広域でごみを集めて、どこか1か所でごみを燃やすという格好に、場合によってはなっている、そういう状況である。だから環境行政というのは、そこはある意味では非常に矛盾のある、いくつかの法律の狭間に置かれていて、かなり大変かと思いますが、その中で、習志野市の今の焼却炉なり、状況の中で、何がベストの解かというのは、多分いろいろ違ってくるのではないかなと思うので、その辺を考えてやっていただくしか方法はないのではないかと正直なところ思う。それと同時に、行政としてやりにくい状況を、国としてきちんとしたシステムを作ってもらえるような方向に持っていけないと、いつまでたっても、ごみ行政というのは、非常に地方自治体にとっては重荷になるのではないかな。デポジットならデポジットにして、きちんとお金が市に入ってくるとか、そういうシステムにしないと、結局は市民の税金でごみの処理をせざるを得ないという状況がずっと続くのではないかな。だから、どういうシステムが本当に、ごみの行政の担当者として、どうしてもらいたいかなということは、それなりに経費について国に言わないと、いつまでも、行政の谷間の被害者みたいな格好で、地方自治体が置かれるような感じになるのではないかなという気がする。だから、何が優先順位か、ダイオキシンの問題、それからさっきのCO₂の発生量を減らすという問題、そういうものを総合して、何が、どういうシステムがいいのかということが、きちっと、なかなか決められないという、そういう状況におかれているのではないかなと思う。ただ、そうは言っても、現実に習志野市としては溶融炉を持っていて、そこでごみを処理するという状況の中で、何がベストの解なのかということは当然あるのではないかなと思う。わりあい汚れていない、きれいなプラスチックはそれなりにリサイクルできると思う。すると、ごみの中に混ざってくるプラスチックという、食品のラップ等とは、ある程度分けて、集めるものは集める。ペットボトルはペットボトルだけで集めていますから。そうするとペットボトルだけで本当はかなりいろいろなものを作れる。だけど、それが日本の中で、十分、集めたペットボトルを再利用する業種というのは育っていない。中国に持って行ったほうが安かったりすると、パッと流れていってしまっ、せつかく良い技術を開発しても、そちらにペットボトルがやってこないという、そういう状態があって、プラスチックも多分同じです。後で習志野市から副会長が要求した資料出てくると思いますが、プラスチック減っています。これはプラスチックの回収のシステムの中にまわるプラスチックが減っているということだった。それをプラスチックならプラスチックで集め

て、中国に持って行って、例えば100円均一の素材になるような、そういうルートがある程度できあがってしまっていて、今言ったようなリサイクルは基本的にはできていない、そういうことが原因。ただ、そのあたりをどう考えるかという、地方自治体としてやれることは限りがあると思いますが、その中でできることというのはやっぱり追及しないとイケない。これは報告事項なので、こういう報告事項があったということで、よろしいでしょうか。

その他

【会長】 それでは、最後にA4の一枚の報告資料がありますが、再商品化合理化拠出金配分額ということで説明をお願いします。

(担当課より資料に基づき説明)

【副会長】 例えば、平成26年のガラスびんは本当に83円なのか。83,000円とか83万円とかではないのか。

【クリーン推進課長】 83円です。

【副会長】 何t拠出したらこうなったのか。

【クリーン推進課長】 26年度に本市が引き取りをした数量は6,660kg。前年度が対象となりますので、ガラスびん前年度、25年度、引き取りをした数量は、2,580kgになります。tにしますと。

【副会長】 2.5t。

【クリーン推進課長】 そうですね。

【副会長】 だけど、そんなものではないのではないかと。要するにこれはカレットになったやつなのか。それとも、生き瓶というか、例えばビール瓶だとかそのままいくものは除くとかあるのか。

【クリーン推進課長】 再商品化できるものと判断されておりますので、カレットでは。

【副会長】 カレットではない。そうすると生き瓶だね。ドイツはペットボトル85%リターナブルだ。国が違うからだけど。国がしっかりしているからだけど。日本は83円では努力している形跡が見えないとなってしまう。もっとこれは事業者負担してもらわないとイケない。回収分を自治体が尻拭いさせられているのだから。全部費用出させられている。それでこれ83円、実際何もできない。だから、全部出せとは言わないけれども、やはり自治体から発信しないと。こういうふうに回収したりするには、これだけの費用がかかるから、もう少し国にお金くださいとか発信してください。環境審議会を出ている話ですから。そこで出た話だと是非出してもらって。他

の自治体だっごみの排出量で悩んでいる。そういう意味で、ペットボトルの収集に対しても市民の皆さんにご協力いただいて、でも83円では。よろしくお願いします。

【会長】 きちんとしたリサイクルできるシステムができあがっていないから。けども、リサイクル法という法律があるという状況であるわけなので、ある意味そのしわ寄せが、地方自治体のごみ行政にきているので、それは習志野市だけとはしがたいと思うのですが、よろしくお願いします。他に何かありますか。

【副会長】 例えばプラスチック用品において、平成22年度は12,499円。これでも少ないが、けどこれが26年度になると、566円になってしまう。これは本数が減ったからなのか、国の制度改正で、そういう土地、自治体に配布する金が減らされたからなのか。そういう内容はどうなっているのか。

【クリーン推進課長】 こちらの協会に引き取りをお願いしたのが平成22年度で360kg、平成26年度が250kg。量的には100kgくらいしか変わっておりませんので、量ではないと判断しております。

【副会長】 わからない。

【クリーン推進課長】 はい。

【副会長】 わかりました。調べておいてもらったほうが早いですからね。

【クリーン推進課長】 調べておきます。

閉 会

【会長】 他に何かありますか。特にないようですので、これでこの審議会を終わりにします。どうも御苦勞様でした。